

日田市一般貨物自動車運送事業者等経営継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や物価の高騰により経営収支が悪化している一般貨物自動車運送事業者等に対し、経営継続を支援するため、予算の範囲内において日田市一般貨物自動車運送事業者等経営継続支援事業補助金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、日田市補助金等交付規則（平成9年日田規則第36号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する中小企業者をいう。
- (2) 一般貨物自動車運送事業等 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業、第2条第3項に定める特定貨物自動車運送事業、第2条第4項に定める貨物軽自動車運送事業をいう。
- (3) 事業用貨物車両 令和7年4月1日時点で大分運輸支局において日田市内に使用の本拠の位置の登録がある事業用の車両をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 令和7年4月1日時点で、日田市内において一般貨物自動車運送事業等を営んでいること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、交付対象者が所有している事業用貨物車両の数に交付単価を乗じたものとし、事業用貨物車両の分類及び単価は、別表に定めるところによる。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定するまでに、日田市一般貨物自動車運送事業者等経営継続支援金交付申請書兼

請求書（様式第 1 号及び第 2 号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- （1） 交付対象車両一覧表（様式第 2 号）
- （2） 日田市内で貨物自動車運送事業を営んでいることが確認できる書類
- （3） 対象車両全ての車検証の写し
- （4） 滞納のない証明書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付の決定をし、日田市一般貨物自動車運送事業者等経営継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（関係書類の保管）

第 7 条 補助事業者は、支援金及び申請事業にかかる経理を明らかにする帳簿及び書類等を整理し、事業完了年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（任意）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 4 条関係）

事業用貨物車両の分類	交付単価
普通貨物自動車	5 万円
小型貨物自動車・軽貨物自動車	2 万 5 千円

備考

車両の分類は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）の例による。